

# 選挙管理規定

尾道市立浦崎中学校生徒会

第 1 条 この選挙管理規定は、生徒会規約第 23 条により定める。

第 2 条 この選挙管理規定は、生徒会規約第 24 条の規定による役員の選挙に適用する。

第 3 条 生徒会役員を選ぶために選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会の構成は、3 学年より 3 名選ばれた選挙管理委員で構成し、委員長・副委員長を委員の中より互選する。

第 4 条 選挙管理委員会は、次期生徒会役員を選ぶ選挙に必要な事務を行う。また、必要な事務を公示内容として次に示す。

○選挙の公示内容

改選する役員、立候補者の届け出、締め切り、立会演説、投票日、開票、当選発表、その他必要事項

第 5 条 会長・副会長に重複立候補することができる。当選した時点で、他への立候補の権利を失う。

第 6 条 選挙期間は、立候補の締め切り日の翌日から投票日前日までとする。

第 7 条 選挙管理委員会は、選挙期間中に立会演説会を開き、候補者が、各自の意見を会員に訴える機会を保障する。

第 8 条 選挙運動として、期間中に選挙管理委員会が認めたポスターの掲示、また、立会演説会において、推薦責任者が応援演説をすることができる。

第 9 条 立候補者は、各自の推薦責任者を決めて選挙管理委員会に立候補を届け出なければならない。

第 10 条 投票は、選挙管理委員会が作成した投票用紙で行い、投票終了後ただちに投票用紙を回収して、開票所にもっていき開票する。

第 11 条 投票は、会長・副会長・執行委員選挙の順で行う。当選者確定後、次の投票を行う。

第 12 条 有効投票総数の過半数の票を得たものを当選とする。過半数に達しないときは、上位 2 名によって決選投票を行う。立候補者が定数以内の時は、信任投票を行い、有効投票総数の過半数の信任票をもって当選とする。

第 13 条 立候補者やその推薦責任者は、選挙管理委員にはなれない。

(付 則)

この選挙管理規定は、令和 5 年 11 月 13 日より効力を発する。